

令和8年3月25日

令和8年  
第2回野洲市議会定例会  
発 議 書

野 洲 市 議 会

発議第1号

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 議会運営委員会

委員長 益川 教智

野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例

野洲市議会委員会条例(平成16年野洲市条例第185号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>目次 【略】</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>市立野洲病院</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第3条以下 【略】</p> | <p>目次 【略】</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1条 【略】</p> <p>(常任委員会の議員の所属並びに名称、委員の定数及び所管)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>ア 健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>イ 福祉事務所の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>市立野洲地域医療センター</u>の所管に属する事項</p> <p>エ 教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3)・(4) 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>第3条以下 【略】</p> |

付 則

この条例は、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年野洲市条例第36号)の施行の日から施行する。